

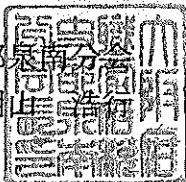
職場要求書

2015年8月28日

大阪府泉南府税事務所長

原田 正之 様

大阪府職員労働組合府税支部
泉南分部
分会長 朝山 達行



大阪府泉南府税事務所に働く職員の生活を守り職場環境改善と府民サービス向上のために以下の要求を実現すること。

記

- 1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。
- 2 職場に矛盾と混乱を持ち込んでいる「相対評価」は中止すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクは撤回すること。
- 3 同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、その改善を行うこと。
- 4 時差勤務を廃止し、健康面の配慮からも鑑み、勤務時間を7時間30分とし、休憩時間を1時間とすること。
- 5 税務手当については、日額支給をやめ、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。
- 6 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担軽減を図ること。
- 7 「税収確保対策」を名目とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等での時間外、休日勤務を強要しないこと。
- 8 福利厚生の充実、健康管理、衛生上から、
 - ① 休憩時間が45分である現状を鑑み、改めて、食堂の再開をはかること。
 - ② 洋式トイレを増設するとともに男子トイレに自動水洗装置を設置すること。
 - ③ 空調設備に不具合が生じた場合はただちに改善すること。また、永年劣化等が進んでいる空調機器の新規更新も早急に行うこと。
- 9 庁用自動車駐車場に防犯、劣化緩和のため屋根及び囲いを設置すること。

併せて、以下の事項について要望します。

- 1 「新人事評価制度」の①チャレンジシートと期初・期中面談は廃止すること。②評価基準など評価制度の説明責任を果たすこと。③評価結果を全面開示すること。④第3者機関による「不服申し立て制度」を設置すること。⑤「確認事項」を遵守すること。
- 2 職員の労働条件に密接に関連することを踏まえ、税務業務の民間委託を撤回すること。削減した人員を回復し、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立すること。
当所にOCR機を設置し、申告書等の搬送にかかるデリバリーリスク等の不合理の解消を図ること。
- 3 非常勤職員の労働条件向上に向け、公契約条例を制定すること。
- 4 副主査選考を抜本的に見直すこと。また、3類選考の枠を大幅に拡大するなど、主査への任用制度を改善すること。
- 5 自動車税全件引継は、必要な人員を配置せずに強行されており、職員の労働条件を大きく損なうとともに、画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあることから、必要な人員を配置すること。
- 6 産休、育休などの欠員は正職員で補充すること。
- 7 強権徴収に繋がる『標準処理期間』の設定は行わないこと。
- 8 職場レイアウトの変更を行う場合は、職場合意を得ること。

以上